

まちづくり情報交流協議会運営規則第 5 条

に定める会費について

まちづくり情報交流協議会運営規則(以下、「規則」という。)第 5 条に定める会費の取り扱いについて、次のように定める。

(会 費)

第1条 会員は、その種類により次の会費を納めなければならない。

会員の種類	区 分	会費 (年額)
一般会員	政令市	50,000 円
	市・特別区	30,000 円
	町・村	10,000 円
特別会員	都道府県	無料

(会費の返還)

第 2 条 既納の会費は返還しない。

(会費の特例免除)

第 3 条 会長は、特別な事情のある市区町村について、会費を免除することができる。

(年度の途中で入会した一般会員の会費について)

第 4 条 年度の途中で入会した一般会員は、年度前期 (4 月 1 日から 9 月 30 日まで) に入会の場合は第 5 条に定める会費 (年額) の全額を納めなければならない。年度後期 (10 月 1 日から 3 月 31 日まで) に入会の場合は入会年度に限り第 5 条に定める会費 (年額) の半額を納めなければならない。

附 則

- 1 この定めは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この定めは、平成 23 年 7 月 7 日から施行する。
- 3 この定めは、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。